ハ　役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
ニ　役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあっては、取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文
三　第二百四十一条の二第三号に該当する場合　変更後の定款
四　第二百四十一条の二第七号に該当する場合　当該不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文

2　前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

第二百四十四条第一項中「（法第六十三条の三第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条から第二百四十六条までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第二百三十八条第二号及び第三号」を「第二百三十八条第一号から第三号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
一　法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる書類
イ　当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合には、次に掲げる事項を証する書面
(1)　投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額
(2)　当該適格機関投資家の借入金の額
ロ　次に掲げる事項を証する書面
(1)　当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額
(2)　当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者のうち、第二百三十四条の二第一項第二号に掲げる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額
二　法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる書類
イ　当該行為に係る出資対象事業持分を有する適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合には、次に掲げる事項を証する書面
(1)　投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額
(2)　当該適格機関投資家の借入金の額
ロ　次に掲げる事項を証する書面
(1)　当該行為に係る出資対象事業持分を有する者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額
(2)　当該行為に係る出資対象事業持分を有する者のうち、第二百三十四条の二第二項第二号に掲げる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

第二百四十四条の二中「第六十三条第三項」を「第六十三条第八項」に改める。

第二百四十五条中「第六十三条第六項」を「第六十三条第十三項」に改める。

第二百四十六条に次の一号を加える。

三　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の二第三項第三号に該当する場合　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項
イ　第二百四十一条の二第四号に該当する場合　次に掲げる事項
(1)　役職員に法令等に反する行為（適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において「事故等」という。）が発生した営業所又は事務所の名称
(2)　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
(3)　事故等の概要
ロ　第二百四十一条の二第五号に該当する場合　次に掲げる事項
(1)　事故等が発生した営業所又は事務所の名称
(2)　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
(3)　事故等の概要
(4)　社内処分を行った場合はその内容
ハ　第二百四十一条の二第六号に該当する場合であって、訴訟又は調停（適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）の当事者となった場合　次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
(2)　訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
(3)　管轄裁判所名
(4)　事件の内容
ニ　第二百四十一条の二第六号に該当する場合であって、訴訟又は調停が終結した場合　次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
(2)　訴訟又は調停が終結した年月日
(3)　判決又は和解の内容

第二章第六節中第二百四十六条の次に次の六条を加える。

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の二　法第六十三条の四第一項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一　第百五十七条第一項第一号イ(1)から(4)まで及びニ並びに第二号イに掲げる帳簿書類
二　法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第百五十七条第一項第七号及び第九号に掲げる帳簿書類
三　法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号イからハまでに掲げる帳簿書類

2　前項各号に掲げる帳簿書類は、英語で記載することができる。

3　第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イに掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（事業報告書）

第二百四十六条の三　法第六十三条の四第二項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等が提出する事業報告書は、別紙様式第二十一号の二により作成しなければならない。

2　前項の事業報告書（特例業務届出者に係るものに限る。）は、別紙様式第二十一号の二に準じて英語で作成することができる。

3　特例業務届出者（会社に限る。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、指定国際会計基準又は修正国際基準（当該特例業務届出者が外国会社である場合にあっては、その主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国における公正妥当な企業会計の慣行を含む。）に従うものとする。

4　特例業務届出者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行（当該特例業務届出者が外国に住所を有する個人である場合にあっては、その主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国における公正妥当な会計の慣行を含む。）に従うものとする。

5　適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社に限り、法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条又は第三十二条の二の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

6　適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社及び法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。